

保健医療系大学における情報倫理教育の取り組み

佐久間 貴士

千葉県立保健医療大学 健康科学部

キーワード：情報倫理，学習環境，授業改善

1 はじめに

日本の高等教育機関について、高等教育資格承認情報センター(National Information Center for Academic Recognition Japan: NIC-Japan)では次のように定義している。“日本の法令上、高等教育機関の範囲に係る明確な定義はない¹。”としている。しかし一方で、“日本の高等教育機関には、大学、高等専門学校、専門学校(専門課程を置く専修学校)がある。大学には、大学(学士課程)、短期大学、大学院があるほか、質の高い職業教育を行い専門職業人を養成する大学として専門職大学、短期大学として専門職短期大学があり、高度専門職業人の養成に目的を特化して柔軟で実践的な教育を行う大学院として専門職大学院がある。これら機関は、設置者により、国立、公立、私立に分けられる。”としている。千葉県立保健医療大学は2009年に設置された4年制の公立大学であり、健康科学部看護学科、栄養学科、歯科衛生学科、リハビリテーション学科(理学療法専攻、作業療法専攻)といった1学部4学科から構成される保健医療系の大学である。また、保健医療福祉の充実に寄与することが求められ、主に行政や県内の関係機関と連携することによる保健医療に関するシンクタンク機能、あるいは医療専門職等の教育を支援することによる地域貢献、そして関連職種と協働できる人材の育成といったことを理念として掲げ、教育を

実践している²。

本稿では、千葉県立保健医療大学において情報倫理教育として実践した科目「情報倫理」の展開について述べ、今後の授業構築について考察することを目的としている。

2 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

文部科学省によると、卒業認定・学位授与の方針であるディプロマ・ポリシーとは、各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に着けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標ともなるもの、としている³。ディプロマ・ポリシーの他にも、カリキュラム・ポリシー(どのような教育課程を編成し、どのように実施するのか、その学修成果をどのように評価するのか)、アドミッション・ポリシー(入学者を受け入れるかを定める基本的な方針)を合わせて、三つのポリシーとして体系的、かつ組織的な大学教育の実施が一般的である。

千葉県立保健医療大学では以下のようなディプロマ・ポリシーを定めている。

- I. 倫理観とプロフェッショナリズム
- II. コミュニケーション能力
- III. 実践に必要な知識
- IV. 健康づくりの実践
- V. 健康づくりの環境の整備・改善

¹ 参考文献[1] 高等教育資格承認情報センター：高等教育機関の種類“日本が2017年12月6日に締結したユネスコの「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」第1条は、当該規約における「高等教育」を「締約国の関係当局が自国の高等教育制度に属すると認める中等教育後の教育、訓練又は研究」、「高等教育機関」を「締約国の関係当局が認める高等教育を提供する施設」とそれぞれ定義している。”

² 参考文献[2] 千葉県立保健医療大学：本学の沿革

³ 参考文献[3] 文部科学省：「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン

VI. 多職種との協働

VII. 生涯にわたる探究心と自己研鑽

3 情報倫理

千葉県立保健医療大学が定めるディプロマ・ポリシーにおいて、I.倫理観とプロフェッショナリズム、III.実践に必要な知識、VII.生涯にわたる探究心と自己研鑽、これら三つと関連した科目と位置づけている。さらにカリキュラム・ポリシーとしては、一般教養科目における情報理解郡に配置され、高い倫理観や多彩な表現力、科学的根拠に基づいた的確な判断力等を育むことを目的とした科目としている。高度情報社会で生きていくために、情報を扱う上で発生する様々な法則や、新たなITの出現による非社会的行動の増加への対応能力を含め、情報モラルやセキュリティの基礎を身につけ、これからの職業人として必要な情報についての倫理性の獲得を目的としている。

前述したとおり、千葉県立保健医療大学は保健医療系の大学であり、卒業後は、各人の専門性を活かした職業人になることを想定し、教育が実施されている。このような環境の中、情報倫理という科目を展開するのは一般的な情報倫理教育も重要であるが、より職業人としての情報倫理教育にフォーカスを当てる必要がある。これまでの経験における情報倫理に関する教育よりも、このような事を意識する必要がある。モラルや法、個人情報保護法、著作権法、情報漏えい、等のキーワードを軸として展開し、毎回の授業の導入部には必ず時事情報を挿入することで、このようなキーワードのような事案が発生していることを認識させた。他にも諸外国で発生したサイバー攻撃が人命に関わった事案等も取り上げ、自身の将来像と情報倫理の関係を認識させるよう意識した。さらに、厚生労働省からは「厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等」⁴が発行されている。この中には、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスや医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等も含まれ、このようなガイドラ

インも参考にしながら、構築し展開した。

本来であれば講義科目なので、広めの講義室で展開されるはずであったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、Microsoft Teams を利用したオンラインでの実施となった。基本的には時間割通りのオンタイムでの展開だが、諸事情によりそれが叶わない履修者にも配慮し、授業内容は全て録画し、それを Microsoft Teams 内のチャンネル内で配信、または Microsoft Stream を利用しオンデマンドで配信した。

4 おわりに

授業毎に Microsoft Forms を利用して授業アンケートにより、その理解度を計った。“かなり理解した”、“少しは理解した”、“他人に説明することは難しい程度”、“よくわからないまま終わってしまった”、これら四つの選択肢を用意した。全授業において、概ね半数が“かなり理解した”と回答している。これにより、職業人として意識した情報倫理教育は有意義であったと感じている。また、今後の授業デザインの参考にするべく意見も収集したので、次年度以降の授業構築に役立てたいと考えている。

参考文献

- [1] 高等教育資格承認情報センター：“高等教育機関の種類”，
<https://www.nicjp.niad.ac.jp/japanese-system/hei.html> (2021/03/15)。
- [2] 千葉県立保健医療大学
<https://www.pref.chiba.lg.jp/hoidai/index.html> (2021/03/15)。
- [3] 文部科学省：“「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン (平成 28 年 3 月 31 日 大学教育部会)”
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1369248.htm (2021/03/16)
- [4] 厚生労働省：“厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等”
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000027272.html>, (2021/03/16)

⁴ 参考文献[4] 厚生労働省：厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等